## 両立支援等助成金

コロナウイルス感染症に関する

母性管理措置による休暇取得支援コース

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理 措置として、医師等の指導により、 休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が 取得できる有給(年次有給休暇で支払われる 賃金相当額の6割以上)の休暇制度 (年次有給休暇を除く)を設け、 新型コロナウイ ルス感染症に関する母性健康 管理措置の内容を含めて社内に周知し、 当該休暇を合計20日以上労働者に 取得させた事業主に支給する。





①~③全ての条件を満たした事業主が対象

① 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康

- 管理措置として、医師または助産師の指導に より、休業が必要とされた妊娠中の女性労働 者が取得できる有給の休暇制度(年次有給休 暇を除き、年次 有給休暇の賃金相当額の6割 以上が支払われるものに限る)を整備し、 ② 当該有給休暇制度の
- 母性健康管理措置の 内容とあわせて労働 者に周知した事業主で あって、 ③ 当該休暇を合計して 20日以上取得させた

内容を新型コロナウイ ルス感染症に関する

事業主 助成額

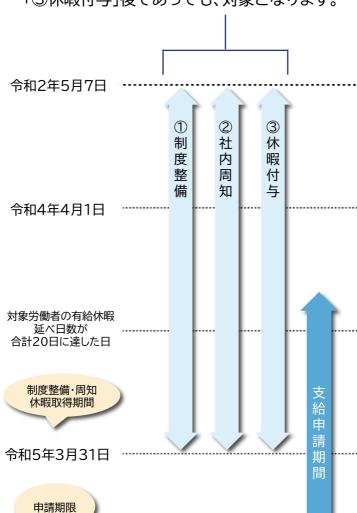
1人あたり



労働者 28.5万円

対象労働者の有給休暇の延べ 申請期間 事業所単位の 日数が合計20日に達した日の 申請です 翌日から令和5年5月31日まで





令和5年5月31日